

日本矯正歯科専門医機関 倫理規程

本規程は、日本矯正歯科専門医機関（以下、本機関と略記）が認定した矯正歯科専門医の倫理上の規範を定めたものである。矯正歯科専門医として医療に携わる者の模範たるべき社会的使命と責任を全うするため、本規程を遵守するものとする。

第1条 職責の自覚

- 1 矯正歯科専門医は、自らの職業を通して歯科矯正学に関する知識、技術、経験を生かし、常に患者および社会のために奉仕しなければならない。
- 2 矯正歯科専門医は、学術の進歩に伴う知識と技術の研鑽に努め、医療人としての教養を高めることを心がけなければならない。
- 3 矯正歯科専門医は、診療に当たっては、自己の良心に基づき、職責を果たすために最善を尽くさなければならない。

第2条 相互信頼と品性の向上

矯正歯科専門医は、矯正歯科医療が患者ならびに社会からの信頼を維持するために、他の歯科医師を毀損する行為は厳に慎み、品性の向上に努めなければならない。

第3条 法令ならびに規則等の遵守

- 1 矯正歯科専門医は、医療法を始めとする本邦すべての法令ならびに関係省庁のガイドライン（医療広告ガイドラインなど）を遵守すると共に、本機関の定める諸規則ならびに本機関および公益社団法人日本矯正歯科学会の定める倫理規程を遵守しなければならない。
- 2 矯正歯科専門医は、本資格を患者獲得を目的とした自己の宣伝に用いてはならない。また過度の経歴の表示などの行為は厳に慎まなければならない。

附則

- 1 本規程は、令和元年8月15日に制定し、同日から施行する。